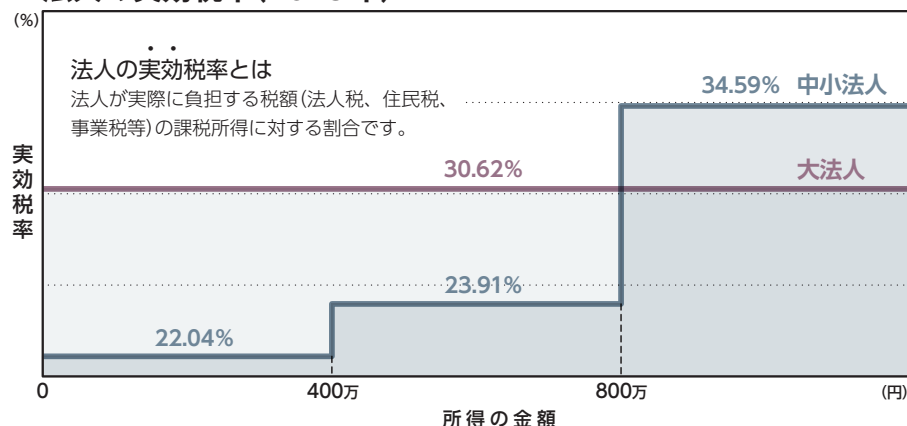


法人税率 税率構造

法人の実効税率(2025年)



(注1) 地方税の税率は、超過税率(東京都)を前提としています。

(注2) 大法人は資本金が1億円超の外形標準課税対象法人として計算しています。

(注3) 中小法人は資本金が1億円以下、かつ、所得の金額が10億円以下を前提としています。

(注4) 中小法人は外形標準課税対象法人として計算しています。



(1) 防衛特別法人税(仮称)の創設

防衛力強化に係る安定的な財源確保のため、防衛特別法人税(仮称)が創設されます。中小の法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税から年500万円(所得ベースで約2,400万円)が控除されます。

税額の計算式

$$\left[\begin{array}{c} \text{基準法人税額} \\ (\ast 1) \end{array} - \begin{array}{c} \text{基礎控除額} \\ \text{年500万円} \\ (\ast 2) \end{array} \right] \times 4\% - \text{税額控除} (\ast 3)$$

(※1) 下記制度の適用前の税額

- ・ 所得税額の控除
- ・ 外国税額の控除
- ・ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除 他

(※2) グループ通算法人の場合には、年500万円を各通算法人で按分

(※3) 下記の税額控除を適用

- ・ 外国税額の控除
- ・ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除 他



(2) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例について、次の見直しが行われたうえ、適用期限が**2年延長**されます。

区分			改正前	改正後
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円以下の所得の金額	下記以外の事業年度	15%	15%
		改正1 所得の金額が年10億円超の事業年度	15%	17%
		改正2 グループ通算法人	15%	19%
	適用除外事業者(※4)	19%	19%	
年800万円超の所得の金額			23.2%	23.2%
大法人(資本金1億円超の法人)			23.2%	23.2%

改正1

所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が15%から**17%**に引き上げられます。

改正2

軽減税率の適用対象から、**グループ通算制度適用法人が除外**されます。

(※4) 適用除外事業者

その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の平均金額(年換算後)が15億円を超える法人等をいいます。

適用時期

(1)については、**2026年4月1日以後に開始する事業年度から適用**されます。
(2)については、**2025年4月1日以後に開始する事業年度から適用**されます。

2025
改正

中小企業経営強化税制の拡充・延長

制度の概要

中小企業が生産性や収益性などを向上させる対象設備の取得等をした場合に、即時償却または取得価額の7%の税額控除(資本金が3,000万円以下の中小企業は10%)が選択適用できる制度です。

本制度の適用を受けるためには、①生産性向上設備(A類型)、②収益力強化設備(B類型)、③デジタル化設備(C類型)または④経営資源集約化設備(D類型)を導入して実施する経営力向上計画の認定を受けることが必要になります。

〈対象設備と取得価額〉

- ・機械装置 (160万円以上)
- ・工具器具備品 (30万円以上)
- ・建物附属設備 (60万円以上)
- ・ソフトウェア (70万円以上)

(1)各類型の設備要件

類 型	改正前	改正後
生産性向上設備 (A類型)	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	生産性の指標見直し(単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか)
収益力強化設備 (B類型)	投資利益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	投資利益率が年平均7%以上の投資計画に係る設備
デジタル化設備 (C類型)	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備	廃 止
経営資源集約化設備 (D類型)	修正 ROA または有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備	同左(改正なし)

(2)経営規模拡大設備〈B類型の拡充〉

売上高100億企業の創出を促進するため、B類型の拡充措置が創設されます。

①主な適用要件

- ・投資利益率が年平均7%以上を見込む
- ・売上高100億円超を目指すロードマップの作成
- ・売上高成長率年平均10%以上を目指す
- ・前年度売上高10億円超90億円未満
- ・最低投資額1億円または前年度売上高の5%以上の設備投資 等

②対象設備と取得価額

- ・機械装置 (160万円以上)
- ・工具器具備品 (30万円以上)
- ・建物およびその附属設備 (1,000万円以上)
- ・ソフトウェア (70万円以上)

③特別償却と税額控除

		特別償却	または 税額控除 (法人税額の20%が上限)
原 則		取得価額の全額	取得価額の7%
(資本金3,000万円以下の中小企業)			(10%)
建 物 および 附属設備	給与増加割合 2.5%未満	適用不可	適用不可
	給与増加割合 2.5%以上	取得価額の15%	取得価額の1%
	給与増加割合 5.0%以上	取得価額の25%	取得価額の2%

(注) 拡充措置の対象となる取得価額の合計額は、60億円を限度。

適用期限 上記(1)、(2)は関係法令の改正を前提に、2027年3月31日まで2年間延長されます。

外形標準課税の見直し

外形標準課税とは？

地方税収の安定化、税負担の公平性の確保等を趣旨として、2004年度に期末資本金が1億円超の大法人を対象に導入された、法人事業税の課税方法です。所得割(所得への課税)、付加価値割(付加価値額への課税)、資本割(資本金等の額への課税)の合計額が課税額となることから、所得がない赤字の事業年度であっても課税額が生じることになります。

法人事業税の課税標準の違い

期末資本金1億円以下の普通法人等

所得割
税率9.6% (※1)

所得割
のみ課税

(※1) 所得割の税率には特別法人事業税含む。

期末資本金1億円超の普通法人

所得割
3.6%
(※1)

付加価値割 1.2%

資本割 0.5%

所得割に加え
て付加価値割、
資本割課税

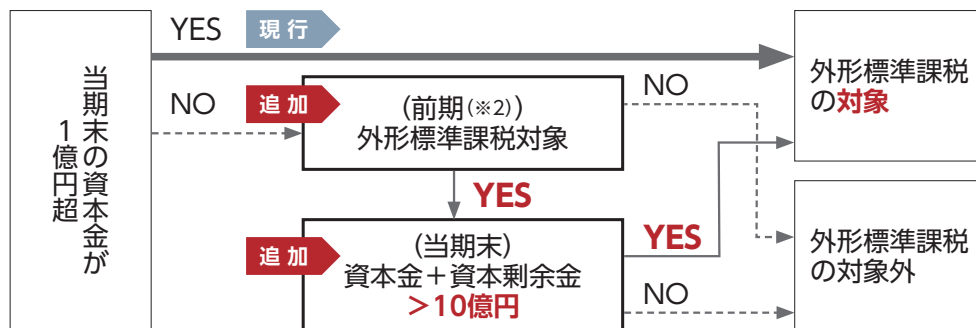
外形標準課税

資本金1億円以下への減資等の要因により、対象法人数は導入時から大きく減少しています。上記の制度趣旨を踏まえ、外形標準課税の対象法人について見直しが行われました。

(1) 減資への対応

外形標準課税の基準について、現行基準は維持しつつ、補充的な基準が追加されます。

改正後の判定



(※2) 施行日以後最初に開始する事業年度の場合(「駆け込み」減資に対する措置)
施行日以後最初に開始する事業年度については、公布日を含む事業年度の前事業年度(公布日の前日)に資本金が1億円以下となっていた場合には、公布日以後最初に終了する事業年度【公布日:2024年3月30日】。

(2) 100%子法人等への対応

一定規模以上の親法人等の100%子法人等に対して、資本金と資本剰余金の合計額2億円超(※3)の判定が追加されます。

子法人の判定



(※3) 公布日以後に子法人等から親法人等に対して、資本剰余金から配当を行った場合は、当該配当を加算した金額。

(※4) 100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式等の全部を保有されている法人を含む。

(※5) 施行日から2年以内に開始する事業年度については、経過措置あり。

適用時期

(1)については、2025年4月1日に施行し、同日以後に開始する事業年度から適用されます。
(2)については、2026年4月1日に施行し、同日以後に開始する事業年度から適用されます。